

美里町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）  
美里町心身障害者医療費の助成に関する条例（平成18年美里町条例第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の美里町心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。